News Release　北陸電力

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更の認可について

平成22年2月3日
北陸電力株式会社

本日(２月３日)、「志賀原子力発電所原子炉施設保安規定※1」の変更について、経済産業大臣から認可を受けましたので、お知らせします。

これは、民間自主規格である「原子力発電所における安全のための品質保証規程」※2が、内容の明確化の観点から一部改正されたことを受け、その改定内容を保安規定に反映するとともに、原子力発電所の検査を厳格に行うとの国の取り組みを踏まえ、非常用炉心冷却系※3ポンプの性能検査に用いる判定基準をプラント固有の基準に変更したものです。（申請については、平成21年12月24日お知らせ済み）

以　上

添付資料：保安規定の主な変更内容

※１　保安規定：
原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

※２　原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）：
原子力発電所の保安活動における品質保証に関する「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の要求事項を、民間自主規格として具体的に記載したものであり、「保安規定」ではこの民間自主規格に従うこととしている。

※３　非常用炉心冷却系：
原子炉内の水が異常に減少した時に、緊急に炉心(燃料)を冷やし続けるため、炉心に冷却水を送り込む系統。

添付資料

保安規定の主な変更内容

1．JEAC4111の改定内容の反映

◆ 民間自主規格である「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）」が、内容の明確化の観点から昨年３月に一部改定され、11月１日から国の規制（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則）に適用されたことを受け、その改定内容を保安規定に反映するもの。

（反映例）
- 外部文書の明確化
- マネジメントレビューへのインプット情報の明確化
- 力量確保に係る明確化

2．非常用炉心冷却系ポンプの判定基準の変更

◆ 原子力発電所の検査を厳格に行うとの国の取り組みを踏まえ、非常用炉心冷却系ポンプの性能検査をより厳密に行うため、水の温度影響※を新たに検査に考慮することとし、これに併せ、保安規定に記載の検査に用いる判定基準をプラント固有の基準に変更する。

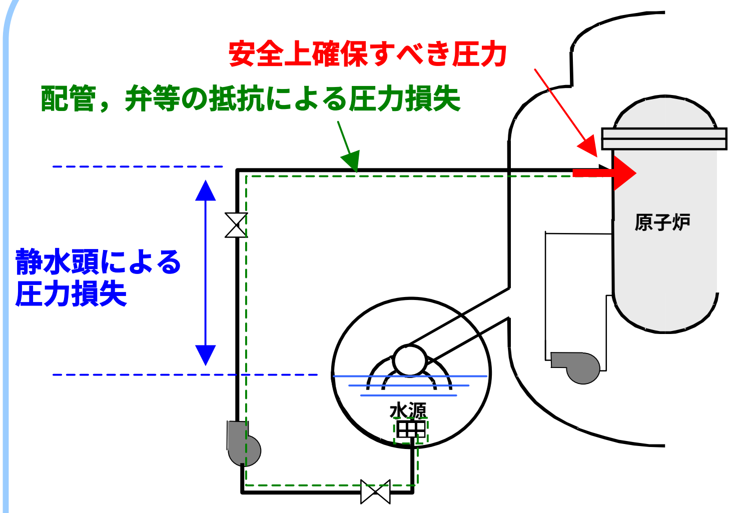

○ 検査に用いる判定基準は、「安全上確保すべき圧力（安全解析の前提条件を満足する圧力）」に「配管，弁等の抵抗と静水頭による圧力損失」を加えたものである。

○ 上記圧力損失について、これまではプラント設計時に先行プラントなどの実績を参考に算出した値としていたが、これを**実機における配管形状等から詳細に算出したプラント固有の値**に変更する。

非常用炉心冷却系ポンプの判定基準変更の概要

以　上

※ 水の温度影響：
流量計を流れる水の温度と流量計の設計温度との差により、僅かに生じる計器誤差。